

みくにほいくしよ じゅうようじこうせつめいしよ
三国保育所 重要事項説明書

ほいく きょういく ていきょう か い し とうえん せつめい ないよう つぎ
保育・教育の提供の開始にあたり、当園があなたに説明すべき内容は、次のとおりです。

1. 事業者の運営主体

じ ぎょう しゃ めい しょう 事業者の名称	お ご お り し 小郡市
じ ぎょう しゃ しょ ざい ち 事業者の所在地	お ご お り し お ご お り 小郡市小郡255－1
じ ぎょう しゃ でん わ ばん ごう 事業者の電話番号・FAX	0942－72－2111
だい ひょう しゃ し めい 代表者氏名	か じ りょう こう 加地良光

2. 施設の概要

しゅ 種	べつ 別	ほいくしよ 保育所						
めい 名	しょう 称	おごおりしりつ みくにほいくしよ 小郡市立三国保育所						
しょ 所	ざい 在	ち 地	おごおりしみつさわ 小郡市三沢4130－1					
でんわばんごう 電話番号・FAX			0942-75-5031					
けい 携	たい 帯	ばん 番	ごう 号	070-1303-7908				
し せつちょう 施設長			おおいし さとこ 大石 聡子					
かい 開	せつ 設	ねん 年	がつ 月	び 日	しょうわ ねん がつ にち 昭和23年7月1日			
りょうていいん ねんれいべつ 利用定員(年齢別)			さいじ 0歳児	さいじ 1歳児	さいじ 2歳児	さいじ 3歳児	さいじ 4歳児	さいじ 5歳児
			にん 6人	にん 12人	にん 12人	にん 20人	にん 30人	にん 30人
と あつか ほいくじぎょう 取り扱い保育事業			えんちょうほいく 延長保育					

3. 保育・教育を提供する日

かい 開	しょ 所	び 日	げ つ ょ う び ど ょ う び 月曜日から土曜日
きゅう 休	しょ 所	び 日	ねん ま つ ねん し が つ に ち が つ か お よ し ゅ く さ い じ つ 年末年始(12月29日から 1月3日)及び祝祭日

4. 保育・教育を提供する時間

(1) 開所時間

げつ 月 よう 曜 び 日 から ど 土 よう 曜 び 日	じ 7時から じ 19時
---	-----------------

(2) 保育標準時間認定に関する保育時間(11時間)

げつ 月 よう 曜 び 日 から ど 土 よう 曜 び 日 の保育時間 (11時間)	じ 7時から じ 18時までの範囲内、保護者が ほ 保育を必要とする時間
えん 延 ちょう 長 ほ 保 いく 育 じ 時 かん 間	ゆう 夕: じ 18時から じ 19時まで

(3) 保育短時間認定に関する保育時間(8時間)

げつ 月 よう 曜 び 日 から ど 土 よう 曜 び 日 の保育時間 (8時間)	じ 8時30分から じ 16時30分まで
えん 延 ちょう 長 ほ 保 いく 育 じ 時 かん 間	あさ 朝: じ 7時から じ 8時30分まで ゆう 夕: じ 16時30分から じ 19時まで

5. 利用料金

りようりよう 利用料 (利用者負担)	ほ 保護者が居住する市町村が定める額
ふくしよくひ 副食費 (利用者負担)	さい 3歳以上 えん 4500円
えん 延 ちょう 長 ほ 保 いく 育 りよう 料	にち 1日 ひとり 1人あたり えん 200円(標準) げつ 月額 えん 3000円
ほ 保育短時間延長料金	7:00~8:30・16:30~18:00 かい 1回 えん 150円 (18時以降のお迎えになる場合はプラス200円)
ほかべつびよう その他別表に定める料金	お や 親子遠足時の入場料(3~5歳児) さい 3~5歳児 (場所によって金額が変わる) こうりつ 公立保育所交流会の交通費(年長児) ねん 年長児 ほ 保育参加給食費

6. 支払方法

ほ　いく　りょう　こう　ぎ　ふりかえ 保　育　料…口座振替	しはらいきじつ　げつまつ 支払期日は月末
ふく　しょく　ひ　こう　ぎ　ふりかえ 副　食　費…口座振替	しはらいきじつ　げつまつ 支払期日は月末
えんちようりようきん　げんきんばら　にち 延長料金…現金払い　1日…	しはらいきじつ　とうじつ 支払期日は当日
げつがく 月額…	しはらいきじつ　げつまつ 支払期日は月末
ほ　いく　たんじか　んえんちようりようきん　げんきんばら　しはらいきじつ　とうじつ 保育短時間延長料金…現金払い　支払期日は当日	

7. 保育の実施に当たり配置する職員の職種、員数及び職務内容

(1) 所長 1名(常勤専従)

所長は、職員及び業務を管理一元的に管理し、職員に対し法令等を遵守させるため必要な指揮命令を行うとともに、園児を全体的に把握し、園務をつかさどる。

(2) 主任保育士 1名(常勤専従)

主任保育士は、地域の保護者等に対する子育て支援を行うとともに、所長を補佐し、保育内容について他の保育士を統括する。

(3) 保育士 12名以上(常勤換算後)

保育に従事し、その計画の立案、実施、記録及び家庭連絡等の業務を行う。

(4) 栄養士 1名(常勤専従)

園児の発達段階に応じ、0歳児の離乳食、満1歳以上児の幼児食に係る献立を作成するとともに、調理業務に従事する。

(5) 調理員 2名以上(常勤換算後)

栄養士の作成した献立に基づき、給食及びおやつを調理する。



ほ　いく　ていきょう　ひ
(保育を提供する日)

8. 利用の開始・終了について

かいし　しちようそん　とくていほ　いく　じっし　いたく　う　おう
開始は市町村から特定保育の実施について委託を受けたときは、これに応じます。

また、以下の場合には特定保育の提供を終了します。

- (1) えんじ　しょうがっこう　しゅうがく
園児が小学校に就学したとき
- (2) しきゅうにんていほ　ごしや　ほう　さだ　しきゅうようけん　がいたう
支給認定保護者が、法に定める支給要件に該当しなくなったとき
- (3) ほか　りよう　けいぞく　じゅうだい　ししょう　こんなん　しょう
その他、利用の継続について重大な支障または困難が生じたとき

9. 保育方針

- しきおりおり　しぜん　ふ　ひと　とお　ゆた　かんせい
・四季折々の自然に触れながら、たくさんの人とかかわることを通して、豊かな感性を育てます。
- こ　ひと　せいちょう　たいせつ　みまも　こ　たの　あんしん　にち　す
・子どもたち一人ひとりの成長を大切に見守り、子どもたちが楽しく安心して1日を過ごすための生活の場をつくります。
- かてい　ほいくしょ　こそだ　おこな　おも　かんが　たが　つた　ほいく
・家庭と保育所がともに子育てを行うために、思い、考えを互いに伝えあえる保育をめざします。

10. 保育目標

- あか　の　の　たの　あそ　なか　しんしん　すこ　そだ
・明るく伸び伸びと楽しい遊びの中で、心身を健やかに育てます。
- おも　すなお　い　こ　そだ
・思っていること、やりたいことが素直に言える子を育てます。
- なにごと　せっきよくてき　さん　か　なか　ま　たいせつ　こころ　そだ
・何事も積極的に参加するとともに、仲間を大切にする心を育てます。

11. 具体的な保育内容

ひょうげんかつどう 《表現活動》

え　ぐ　つか　かい　がかつどう　しんたいひょうげん　じ　ゆう　ひょうげんかつどう　とお　たんきゅうしん
絵の具を使った絵画活動や身体表現などの「自由な表現活動」を通して、探求心
かんさつりよく　そだ　じしん　いよく　ひ　だ　ぜんめんでき　はったつ　しえん
や観察力を育みます。また、自信や意欲を引き出し全面的な発達を支援し、
じ　こ　こう　ていかん　たか　かかわ
自己肯定感を高める関りをします。

ほ　いく 《コーナー保育》

こ　みずか　あそ　せんたく　ねんれい　わく　こ　あそ　なか　ちから　み
子どもたちが自ら遊びの選択をして年齢の枠を超えて遊ぶ中でいろいろな力を身
つ　まな　しゅたいせい　いよく　そだ
に付け学んだり主体性や意欲を育てます。

《交流》

ちいき たいえん こうりゅう さまざま かた で あ とお ゆた かんせい そだ
地域・他園との交流や様々な方との出会いを通し、豊かな感性を育てていきます。

《食育》

こ どもたちの発達段階に応じて、旬の食材を使ったり添加物を使わないなど、
あんしん あんぜん きゅうしょく つく てんかぶつ つか
安心・安全でおいしい給食やおやつ作りをしています。アレルギーに対しては個別
たいおうしょく じゅんぴ こ どもたちが食物に興味関心を持ったり食欲に
つなげるために、さいえんかつどう ほいく と く
菜園活動やクッキング保育に取り組んでいます。

12. 嘱託医

い か いりょうき かん しょうにか ないか しょくたくいけいやく ていけつ
以下の医療機関(小児科・内科)と嘱託医契約を締結しています。

いりょうき かん めいしょう 医療機関の名称	なかはら ないか 中原内科クリニック
い いんちようめい 医院長名	なかはら としなお 中原 俊尚
しょ ざい ち 所在地	おごおりしみくにが おか 小郡市三国ヶ丘1-13
でん わ ばんごう 電話番号	0942-75-8021

13. 嘱託歯科医

い か し か い しょくたくし か いけいやく ていけつ
以下の歯科医と嘱託歯科医契約を締結しています。

いりょうき かん めいしょう 医療機関の名称	かねゆき し か い いん カネユキ歯科医院
い いんちようめい 医院長名	かねゆき たかのり 兼行 孝典
しょ ざい ち 所在地	おごおりし つ こ 小郡市津古816-9
でん わ ばんごう 電話番号	0942-75-4618

14. 災害時(避難情報等発令時)の対応

保育所開所時間までに、警戒レベル3「高齢者等避難」以上が地域(三国校区)に出されたときは、臨時休園となる場合もあります。保育時間中に警戒レベル3「高齢者等避難」以上が出されたときは保護者へ向けて ICT「コドモン」にてお迎えのお知らせを送信します。風水害など想定されるときは、「コドモン」の確認等よろしくお願いします。

避難場所は次の通りです。

台 風	みくにほいくしよ 三国保育所
風 水 害	みくにほいくしよ 三国保育所

15. 緊急時における対応

保育・教育の提供中に、子どもの健康状態の急変、その他緊急事態が生じたときは、お子様の保護者の方があらかじめ指定した緊急連絡先に連絡します。また、嘱託医または子どもの主治医に相談するなどの措置を講じます。

保護者と連絡が取れない場合には、乳幼児の身体の安全を最優先させ、当保育所が責任をもって、しかるべき対処を行いますので、あらかじめご了承ください。

〈近隣の緊急連絡先〉

警 察 署	みくにこうばん 三国交番 75-1107
消 防 署	みくにしゅつちやうしよ 三国出張所 75-3335
じどうそうだんしよ 児童相談所	くるめじどうそうだんしよ 久留米児童相談所 32-4458

16. 非常災害時の対策

非常災害に関する具体的な計画を立て、防火管理者を定めています。非常災害時の関係機関へ通報及び連携体制を整備し、それらを定期的に職員に周知するとともに、毎月1回以上避難及び消火、救出その他必要な訓練を実施しています。

ぼうか かんりしや 防火管理者	おおいし さとこ れいわ ねん がつ にち 大石 聡子(令和6年5月17日)
しょうぼうけいかくとどけねん がつび 消防計画届年月日	み い しょうぼうしょ れいわ ねん がつ か 三井消防署(令和6年7月3日)
ひ なんくんれん 避難訓練	まいつき かい かさい ひ なんくんれん じっし 毎月1回 火災の避難訓練を実施 ふうすいがい じしん ふしんしゃたいおう ひ なんくんれん 風水害・地震・不審者対応のいずれかの避難訓練を じっし 実施
ぼうさい せつび 防災設備	しょうか き かさい ほう ち き 消火器、火災報知器

17. 賠償責任保険の加入状況
ばいしょうせきにん ほ けん かにゆうじょうきょう
い か ほ けん かにゆう
以下の保険に加入しています。

ほ けん しゅるい 保険の種類	さいがいきょうさい に ほ ん しんこう 災害共済(日本スポーツ振興センター)
ほ けん ないよう 保険の内容	ほ いくしょない えん じ ふしょうどう たい さいがいきょうさいきゅうふ 保育所内での園児の負傷等に対して災害共済給付 おこな を行う。
ほ けん りょう 保 険 料	ねんかん えん 年間230円

18. 業務の質の評価について
ぎょうむ しつ ひょうか

ほ いくしょ じ こ ひょうか 保育所の自己評価	じっしほうほう ほ いくしとう じ こ ひょうか もと そうかつ 実施方法：保育士等の自己評価に基づき、総括を おこな ねん かい じ こ ひょうか じっし 行う。年1回の自己評価を実施
-----------------------------	--

19. 虐待の防止のための措置
ぎゃくたい ぼうし そ ち
えん じ じんけん ようごおよ ぎゃくたい ぼうし はか せきにしや そ ち ほかひつよう たいせい
園児の人権の擁護及び虐待の防止を図るため、責任者の措置の他必要な体制
せい び おこな しゅくいん たい けんしゅう じっし ほかひつよう そ ち こう
の整備を行うとともに、職員に対する研修の実施その他必要な措置を講じます。

20. 記録の整備
きろく せい び
ほ いく ていきょう かん い か かか きろく せい び かんけつ ひ ねんかんほ ぞん
保育の提供に関する以下に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存
します。

- (1) ほ いく じっし けいかく
保育の実施にあたっての計画
- (2) ていきょう ほ いく かかわ ていきょうきろく
提供した保育に係る提供記録
- (3) とくていきょういく ほ いくし せつ およ とくていちいきがた ほ いくじぎょう うんえい かん きじゅん へいせい
特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準(平成2
ねんないかくふれいだい ごう だい じょう きてい しちょうそん つうち かかわ きろく
6年内閣府令第39号)第19条に規定する市町村への通知に係る記録
- (4) ほ ごしや くじょう ないようとう きろく
保護者からの苦情の内容等の記録

- (5) 事故の状況及び事故に際してとった処置についての記録
(その他運営に関する重要事項)

21. 意見・要望申し出窓口

意見・要望に係る窓口を下記の通り設置しています。保育所を利用されるに
たりお気づきの事やご意見ご要望などがありましたらお伝えください。なお保育に
ついでな悩みやご意見ご要望は、電話や送迎時、連絡帳などで保育士と直接お
話してください。

いけん 意見・要望受付担当者	しゅにん 主任	しぎよう 執行	ふみ 芙美
いけん 意見・要望解決責任者	しよちよう 所長	おおいし 大石	さとこ 聡子
だいさんしゃいいん 第三者委員	やすたけ としあき 安武 俊昭		080－9243－9970 みくにこうくしゅにんじどういいん 三国校区主任児童委員
	よしくら たかあき 吉倉 孝明		090－9491－8017 みくにこうくしゅにんじどういいん 三国校区主任児童委員
ふくおかけんうんえいてきせいかいいんかい 福岡県運営適正化委員会	クローバープラザ かすがしはらまち 春日市原町3－1－7 092－915－3511		

○受付方法

面接、電話、文書などの方法により、受付担当者が随時受け付けています。
受付担当者は受け付けた事項を解決責任者に報告します。

○意見・要望解決のための話し合い

解決責任者は申し出をされた方と誠意をもって話し合い、解決に努めます。そ
の際、第三者委員の助言や立ち合いを求めることができます。また、解決が
つかなかった場合などは、福岡県運営適正化委員会に相談することができます。